

お寄せいただいた主な意見	市の考え方（対応）
<p>第6章 計画の具体的施策 107 ページ</p> <p>中段の表の左「現行の介護予防事業」の上 に「～H28年度」又、右の「一般介護予防事業」 の上に「H29年度～」を追記したほうがわ かり易い。</p>	<p>一般介護予防事業のうち、一部、平成27年度 から開始する予定のものもある関係から、年度の 追記は行いません。</p>
<p>第6章 計画の具体的施策 111 ページ</p> <p>4行目に「市内5箇所のサブセンター…」 とあるが、サブセンターがどこにあるのか注 意書きで場所を示したほうがわかり易い。</p>	<p>ご意見を参考に修正します。</p>
<p>第6章 計画の具体的施策 129 ページ</p> <p>イ(イ)緊急時ショートステイ事業の文言に は、事業の説明はあるが、「推進」の記述は ない。この項は、サービスの推進であるから 「推進」について述べるべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、推進について記述します。</p>
<p>第9章 互助・インフォーマルな支援計画 146～147 ページ</p> <p>○軽費老人ホーム(A), ○軽費老人ホーム(ケ アハウス), ○有料老人ホームには、今後の 方向が記述されていない。この項は、【今後 の方向】であるから、うたうべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、今後の方向について記述します。</p>

市民意見公募(パブリックコメント)制度手続きの流れ

- ① **市の基本的な計画案や
条例案を策定・公表** 市は、新しい計画や条例の案をつくり、市民のみなさんに、その内容
や目的をホームページ等で公表します。
- ② **市民のみなさんからの
意見提出** 公表された計画(条例)案について、市は広く市民のみなさんから意
見を募集します。
- ③ **意見の集約と検討** 市は、みなさんから寄せられた意見を参考に、計画(条例)案の内容を再
検討し、より良い計画(条例)づくりに向けて計画(条例)案を修正します。
- ④ **意見に対する市の考え
方や修正内容を公表** 市は、寄せられた意見の概要とこれに対する市の考え方や計画(条例)
案の修正内容をホームページ等で公表します。
- ⑤ **計画決定・条例制定手
続き** 市民のみなさんの意見を反映した修正後の計画(条例)案をもとに、
計画決定(条例制定)に向けた手続きを行います。